### No. 18

	制度名	制 度 名 文化財等整備費補助		文化課・ 有形・無形文化 財 G		
			問合せ先	029-301-5449		
目的・趣旨		国・県指定文化財の保存、管理、修理等に対して補助を行うことにより、 文化財の適切な維持管理を推進するとともに、活用の充実を図る。				

#### [対象団体]

国指定文化財又は県指定文化財の所有者等

### [対象事業]

・国指定文化財:有形文化財(建造物、美術工芸品)・有形民俗文化財・史跡・名勝・天

然記念物の管理、修理、防災、公開

・県指定文化財:有形文化財・無形文化財・民俗文化財・史跡・名勝・天然記念物の管

理、修理、防災、公開等

# [補助要件等]

・国指定文化財:国庫補助採択事業のうち、有形文化財(建造物、美術工芸品)・有形民

俗文化財において補助事業者が営利法人以外の法人・団体・個人であ

って、事業規模指数に応じ、国庫補助率が加算される者

補助対象経費の下限1,000千円

・県指定文化財:補助対象経費の下限1,000千円

# [対象経費]

・ 国指定文化財: 国庫補助対象経費から国庫補助額を除いた額

・県指定文化財:対象事業の実施に要する経費(設計監理委託料、工事請負費等)

### 〔補助限度額等〕

・国指定文化財:1件あたりの県費補助上限額10,000千円

Į	Ӂ	費	負	担	.割	台	·J

※事業規模指数等により55%~85%の範囲で加算

	7.00 3 710790100	111 296 11 1 - 01 2 00 70	00/0 / 70	(AP)
区分	国	県	市町村	その他
・国指定文化財				
(有形文化財・有形民俗文化財)				
補助事業者:市町村、営利法人	50%	_		
非営利法人、団体、個人	50~85%*	国庫補助残の 1/3		
(史跡・名勝・天然記念物)				国、県、
補助事業者:市町村、営利・非営利法人	50%	_		市町村
個人	70%	国庫補助残の 1/3		の補助
・県指定文化財				残
補助事業者:市町村	_	1/3	2/3	
営利法人	_	1/3		
非営利法人・団体・個人	_	1/2		
〔令和6年度当初予算額〕	[令和6年度補助対象団体]			
43, 307 千円	11 団体(個人含む。)			

[備考]